

諮詢第 102 号

まちづくり政策審議会

「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方及び
「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて（諮詢）

本県では、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、全国に先駆けて平成4年に「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成5年から施行しています。条例では福祉・教育施設や公共施設、住宅等の整備基準を定め、施設のバリアフリー化や高齢者等に配慮した住宅の整備を推進してまいりました。

しかしながら、条例を施行してから15年余が経過した現在、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサル社会づくりにかかる意識の高まり、国における法制度の整備の進展など、条例を取りまく社会状況が大きく変化してきています。

今後、県民の誰もが地域社会の一員として安心して暮らし、元気に活動することができる福祉のまちづくりを一層推進していくため、このたび「福祉のまちづくり条例」を改正するとともに、「福祉のまちづくり基本方針」を見直します。

以上のことから、「福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方及び「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて、調査審議をお願いします。

平成22年1月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

